

社会福祉法人 恵友会 役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規定は、社会福祉法人恵友会（以下「当法人」という）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

（役員報酬）

第2条 当法人の役員等へは報酬を支給しないものとする。

（改廃）

第3条 本規定は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

1. この規則は平成29年4月1日から施行する。